

二本松市地球温暖化対策実行計画 (第3期)

令和2年3月

令和4年12月(改定)

福島県二本松市

目 次

第1章 計画改定の背景	2
第2章 基本的事項	
1. 計画の目的	3
2. 基準年度・計画期間・目標年度	3
3. 対象範囲	3、4
4. 対象とする温室効果ガス	5、6
第3章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標	
1. 削減目標（第3期）	7
2. 基準年度（第3期）のCO ₂ 排出量	7
3. 二酸化炭素排出状況の推移	8
第4章 具体的な取組	
1. 目標達成のための重点取組項目	9
2. これまでの取り組み項目で更に推進する項目	9、10、11
第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表	
1. 推進体制	12、13
2. 点検体制	13
3. 進捗状況の公表	13

第1章 計画改定の背景

本市では自らの事務事業による温室効果ガスの排出を抑制することを目的として平成20年に「二本松市地球温暖化対策実行計画」を策定している。その後、平成27年に「二本松市地球温暖化対策実行計画 第2期」（以下「第2期実行計画」という。）を策定し、市の事務事業に関する温室効果ガスの抑制に向けた取組を推進してきた。

第2期実行計画の期間中に、地球温暖化対策に関して大きな動きがみられ、平成27年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択された。

これにより、世界の平均気温上昇を産業革命前から2.0℃未満に抑制するとともに、1.5℃まで抑える努力を継続することが目標として掲げられた。

また、平成28年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定。）により、我が国の温室効果ガス排出量を平成25年度と比較して令和12年度に26%削減する中期目標と、長期的な目標として令和32年までに80%削減を目指すことを見据えた戦略的取組、地球温暖化対策の基本的考え方が示された。

さらに、令和3年度には、国において地球温暖化対策計画が改定され、2050年（令和32年）までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、2030年度（令和12年度）には温室効果ガス排出量を平成25年度比46%削減することを目指し、50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明した。

市役所は、様々な事務事業を行う行政の主体としての役割のほか、市内でも大規模な温室効果ガス排出事業者としての性格を併せ持っていることから、市役所自らが市内事業者の一員として、率先して温室効果ガスの排出抑制に取組み、市民や事業者に対し地球温暖化対策に向けた自主的かつ積極的な取組を求めていくことが重要である。

このような背景を踏まえ、本市においても国の削減目標達成に向けて、取組を推進していく必要があることから、「二本松市地球温暖化対策実行計画 第3期」を改定するものである。

第2章 基本的事項

1. 計画の目的

本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガス排出量削減のための措置に関する計画として策定するものである。

二本松市の事務事業の実施にあたっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

国の地球温暖化対策計画では令和12年度に平成25年度比で温室効果ガスを46%削減する目標を定めているため、本計画の基準年度も平成25年度とし、令和2年度から令和12年度を計画期間とする。なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化に合わせて毎年点検評価を行いながら、必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 対象範囲

本計画の範囲としては、本市のすべての事務事業とし、対象施設は次の施設一覧のとおりとする。

No.	施設所管課	主な対象施設
1	財政課	市役所本庁舎、公用車
2	生活環境課	二本松・塩沢・岳下・杉田・石井・大平住民センター、公用車
3	国保年金課	岩代国保診療所、公用車
4	福祉課	公用車
5	子育て支援課	保育所、幼稚園、認定こども園、杉田子ども館、公用車
6	高齢福祉課	二本松・岩代生きがいデイサービスセンター、二本松老人デイサービスセンター、岩代地域福祉センター、地域包括支援センター、安達老人福祉センター
7	健康増進課	二本松・岩代・安達・東和保健福祉センター、公用車
8	農業振興課	岳ダム管理事務所、公用車
9	商工課	勤労者福祉会館、勤労者研修センター、市民交流センター
10	観光課	ふるさと村、スカイピア、城報館、ニコニコ広場、公用車
11	土木課	公用車、街路灯
12	都市計画課	都市公園、観音丘陵遊歩道、公用車
13	上下水道課	各水源取水施設・配水池・ポンプ施設・岩代せせらぎセンター・岳せせらぎセンター・公用車
14	教育総務課	小学校16校、中学校7校、安達・東部学校給食センター、公用車
15	学校教育課	教育支援センター、公用車
16	生涯学習課	城山総合体育館、城山総合グラウンド、城山第二体育館、城山市民プール、あだたら体育館、岳下体育館、石井体育館、大平体育館、屋内ゲートボール場、城山庭球場、城山弓道場、総合射撃場、郭内公園グラウンド、岳公園グラウンド、二本松・岩代図書館、公用車
17	文化課	二本松歴史館、大山忠作美術館、地域文化伝承館、コンサートホール、智恵子記念館、公用車
18	二本松中央公民館	二本松文化センター（二本松中央公民館）、市民会館、公用車
19	安達支所	安達支所、渋川・上川崎・下川崎住民センター、あだちこども館、道の駅「安達」・智恵子の里、山ノ入ダム管理事務所、街路灯、地域公園、公用車
20	安達公民館	安達公民館、安達文化ホール、安達体育館（運動場）、安達野球場、米沢会館、公用車
21	岩代支所	岩代支所、新殿・旭住民センター、岩代児童館、六角はつらつセンター、日山キャンプ場、道の駅「さくらの郷」、日山パークゴルフ場、大杉緑地広場、名目津温泉、街路灯、地域公園、公用車
22	岩代公民館	岩代公民館、岩代総合文化ホール、岩代運動場、岩代第二・新殿・旭体育館、小浜・杉沢・旭プール、岩代テニスコート、公用車
23	東和支所	東和支所、木幡・太田・戸沢住民センター、道の駅ふくしま東和、ウッドィハウスとうわ、北戸沢林野会館、東和生きがいセンター、夏無沼自然公園、街路灯、地域公園、公用車
24	東和公民館	東和公民館（東和文化センター）、阿武隈漕艇場、東和第一体育館、東和第二体育館、水舟体育館、カントリーパークとうわ、公用車

4. 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは二酸化炭素（CO₂）のみとする。

二本松市役所における、温室効果ガス排出量の実態を把握するため、令和3年度分について各部課等の協力を得て調査した燃料等使用量の結果は次のとおりである。

表－1 温室効果ガス排出量算定にかかる燃料等使用調査結果

調 査 項 目		単 位	年間使用量
燃 料 使 用 量	ガソリン	ℓ	87,475
	灯 油	ℓ	606,549
	軽 油	ℓ	38,334
	A 重 油	ℓ	95,140
	液化石油ガス（LPG）	kg	62,019
電気使用量（一般電気事業者）		Kwh	14,918,347

（令和3年度データ）

上記を基に、法で定める温室効果ガス排出係数を乗じ、排出量を算出したものが次表のとおりである。

表－2 温室効果ガス排出量

温室効果ガス名	排 出 量（t）
二酸化炭素（CO ₂ ）	9,319.5

（令和3年度データ）

また、温室効果ガス発生原因別で見ると下表のとおりである。

表－3 温室効果ガス発生原因別一覧

ガ ス 別 詳 細		排 出 量（t）	全 体 比 率（%）
CO ₂	ガ ソ リ ン	203.1	2.2
	灯 油	1,510.0	16.2
	軽 油	100.4	1.1
	A 重 油	257.8	2.8
	液化石油ガス（LPG）	386.0	4.1
	電気使用量（一般電気事業者）	6,862.2	73.6
合 計		9,319.5	100.0

（令和3年度データ）

※端数処理の都合上、合計値と内訳が一致していません。

※上記の他、対象施設には全ての公共施設・公用車等を含む

以上の結果から、二本松市役所の事務事業による温室効果ガスの発生量は、
9, 319. 5 tとなっている

温室効果ガスについては二酸化炭素の他6分類あるが、二本松市役所が排出する温室効果ガスは、二酸化炭素が99%以上を占めていることから、対象とする温室効果ガスは二酸化炭素のみとする。

第3章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 削減目標（第3期）

国の地球温暖化対策計画等を踏まえ、第3期計画期間における二本松市役所から排出される二酸化炭素の削減目標を、以下のように定める。

【目標】

目標年度（令和12年度）に基準年度（平成25年度）比で
46%以上削減することを目標とする。
CO₂の排出目標 → 5,682.6 t

2. 基準年度（第3期）のCO₂排出量

平成25年度の要因別CO₂排出状況

ガス別詳細		排出量（t）	全体比率
CO ₂	ガソリン	246.9	2.3
	灯油	1,839.7	17.5
	軽油	152.4	1.5
	A重油	390.1	3.7
	液化石油ガス（LPG）	218.2	2.1
	電気使用量（一般電気事業者）	7,676.1	72.9
合計	10,523.4	100.0	

第3期計画における基準年度（平成25年度）のCO₂排出量は、
10,523.4 tである。

3. 二酸化炭素排出状況の推移

第3期計画では、CO₂排出量を目標年度（令和12年度）において、基準年度（平成25年度）比で46%以上削減することを目標として掲げた。

下記の表－4は、第2期計画期間におけるCO₂排出量の推移と目標の達成状況を表している。

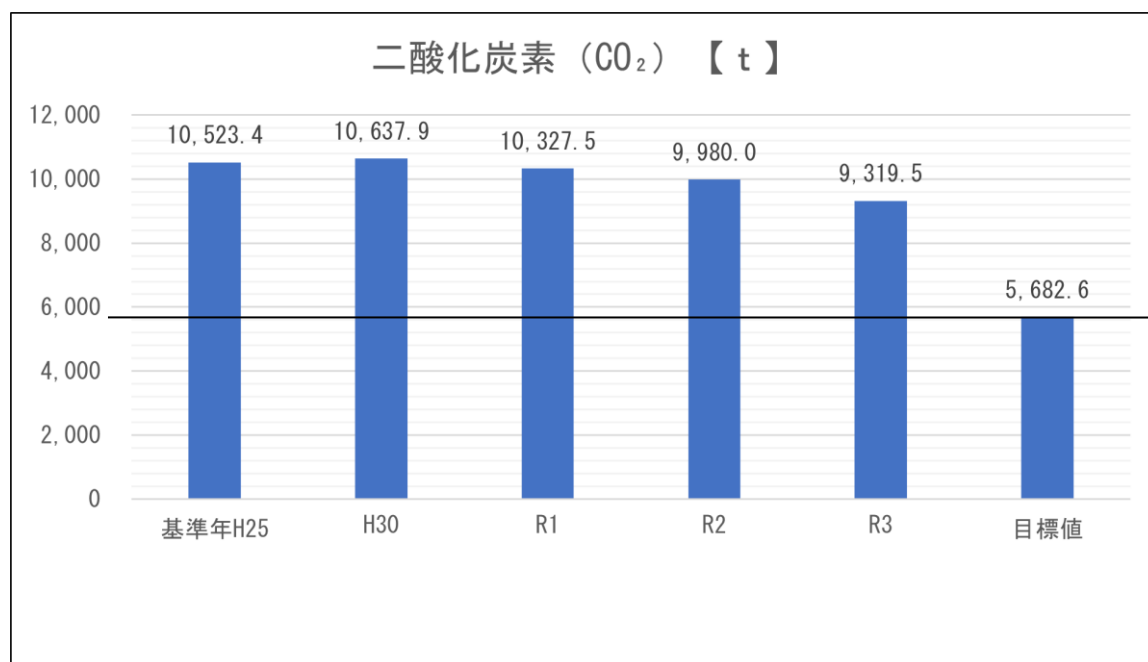
※平成29年度に二本松しんきん城山プールが運用開始されたことが主因で、CO₂排出量が増加している。

表－4 CO₂排出量の推移

	基準年 H25	H30	R1	R2	R3	目標値
二酸化炭素(CO ₂)【t】	10,523.4	10,637.9	10,327.5	9,980.0	9,319.5	5,682.6
基準年比【%】	100	101.1	98.1	94.8	88.6	54.0

(令和3年度データ)

図－1 CO₂排出量の推移（グラフ）



(令和3年度データ)

第4章 具体的な取組

1. 目標達成のための重点取組項目と目標

取組項目	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030年度までに設置可能な建築物（敷地含む）に太陽光発電設備を設置する。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業（一定規模以上の事務所等）については原則 ZEB Oriented 《※1》 相当以上とする。
電動車等の導入	代替可能な電動車等（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、新規導入・更新については全て電動車等とする。
LED照明の導入	2030年度までに既存設備を含めすべてでLED照明を導入する。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに調達する電力について可能な限り再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の3R+Renewableを徹底し、サーキュラーエコノミー 《※2》 への移行を総合的に推進する。

※1 ZEB Oriented（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル・オリエンテッド）

延べ床面積が10,000㎡以上の建築物で以下の要件に適合した建築物

【事務所等、学校等、工場等】

再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から40%以上の一次エネルギー量を削減

【ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会場等】

再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から30%以上の一次エネルギーを削減

※2 サーキュラーエコノミー：循環型経済

2. これまでの取り組みで更に推進する項目

(1) 施設設備の運用等

① 電気使用量の削減

- ・ 冷暖房温度設定（概ね冷房28℃、暖房20℃）と空調の適温管理をする。
- ・ 昼休みや退庁時の消灯を徹底する。
- ・ エネルギー消費機器の使用時間を短縮する。
- ・ 長期間席を離れる場合や昼休み（必要な場合を除く）は、パソコン、プリン

ター、コピー機等OA機器の電源を切る。

- ・ テレビ待機機電力使用機器は主電源でスイッチを切る。
- ・ 電気ポットやコーヒーメーカーの使用時間を調整、削減する。
- ・ 退庁時には、各自パソコンのコンセントを抜く。
- ・ 退庁時には、使用しないコピー機や電気ポット等の電源を切るとともに、不要な場合は、コンセントを抜く。

②化石燃料使用量の削減

- ・ 低燃費車、低公害車を優先的に利用する。
- ・ 通勤時、出張時公共交通機関を利用する。
- ・ 出張時の相乗りを励行する。
- ・ エコドライブ（暖気運転の抑制、アイドリングストップ、急発進、急加速の抑制等）を徹底する。
- ・ ガスコンロ、湯沸し器を効果的に利用（温度調節、種火等）する。

③ごみ減量・リサイクル

- ・ 使い捨て製品の使用を自粛する。
- ・ 廃棄物情報の提供による抑制意識を啓発する。
- ・ 分別の徹底とリサイクルボックスを設置する。
- ・ 製品の修繕による長寿命化に努める。
- ・ マイバッグ、マイボトル、マイはしの使用を推進する。

④用紙類

- ・ コピーの際に集約コピー（複数ページを1ページにする）を利用する。
- ・ ペーパーレス化を推進する。
- ・ 庁内外での庁内LAN、電子メール使用を推進する。
- ・ 会議資料の簡素化、縮小化を推進する。
- ・ 文書ファイルの導入により資料を共有化する。
- ・ ファックス送信票を省略する。
- ・ 古紙製品を積極的に使用する。
- ・ 紙を両面使用する。
- ・ 紙類の資源化を推進する。（名刺大以上は資源として、ゴミ箱には捨てない）

⑤水道

- ・ 節水型製品を導入する。
- ・ 日常的に節水を励行する。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・ ノー残業デーを徹底する。

- ・ エネルギー使用量の把握、管理をする
- ・ 職員向けのエコ研修等を検討する。

(2) 物品購入等

- ・ グリーン購入を推進する。
- ・ エコマーク商品、グリーンマーク商品等環境負荷の少ない製品を購入、使用する。
- ・ 詰替可能な製品を購入する。
- ・ リターナブル容器の販売製品を購入する。
- ・ 長期使用が可能な製品を購入する。

(3) 施設設備の改善等

- ・ 低燃費車、低公害車の導入を推進する。
- ・ 施設更新の際、利用実態を考慮したダウンサイジングやシステム変更を推進する。
- ・ 未利用・再生可能エネルギーの導入を推進する。
- ・ ヒートポンプ給湯器等、エネルギー消費効率の良い製品の導入、更新の推進を図る。
- ・ 太陽光等自然エネルギーを利用した空調機等の、高効率エネルギーシステムの導入の推進を図る。
- ・ タスク・アンビエイト照明^{※1}の導入の推進を図る。
- ・ BEMS (Building Energy Management System)^{※2}の導入の推進を図る。
- ・ ESCO (Energy Service Company) 事業^{※3}の導入の推進を図る。

※1 人や書類など照らすべき対象物を照らす照明と、天井や床などの周辺を照らす照明の両方を組み合わせること。

※2 室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのこと。

※3 省エネルギー改修にかかるすべての経費を光熱水費の削減分で賄う事業のこと。

第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

①市長は二本松市役所の地球温暖化対策推進を総括する。

②地球温暖化対策二本松市役所推進委員会

推進委員会は、副市長及び部長職にあるものをもって組織し、実行計画の策定並びにそれに基づく取組の推進について管理する。

③地球温暖化対策二本松市役所推進委員会幹事会

推進委員会に所掌事務を検討するため幹事会を置く。幹事会は別表に掲げる課長職にあるものをもって組織し、実行計画案の検討・実施状況の確認を行う。

④地球温暖化防止推進責任者

地球温暖化防止推進責任者は施設等を所管する課長職にあるものとし、施設等の温暖化対策の推進、調整、報告書のとりまとめを行う。

⑤地球温暖化防止推進員

施設等を所管する各課等に地球温暖化防止推進員を配置し、推進委員は施設ごとの取組を積極的に推進する。

⑥事務局等

管理責任者を市民部長とし、事務局を生活環境課に置く。事務局は計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

別表

所 属	職 名
総 務 部	秘書政策課長
	財 政 課 長
保健福祉部	子育て支援課長
産 業 部	観 光 課 長
建 設 部	土 木 課 長
	上下水道課長
安達支所	地域振興課長
岩代支所	地域振興課長

東和支所	地域振興課長
教育委員会	教育総務課長
市民部	生活環境課長

2. 点検体制

「事務局」は、「幹事会」をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進委員会」において年1回の点検評価を行う。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガスの排出量については、年1回市のホームページ等により公表する。